

厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三百二十二号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第二百二十九号）の一部を次の表のように改正し、令和三年九月一日から適用する。

令和三年八月三十一日

厚生労働大臣 田村 憲久

改正後	改正前
<p>第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 削除</p> <p>六～七十二 (略)</p> <p>七十三 シスプラチン静脈内投与及び強度変調陽子線治療の併用療法 頭頸部扁平上皮がん(喉頭がん、中咽頭がん又は下咽頭がん)であつて、ステージがⅡ期(p16陽性中咽頭がんに限る。)、Ⅲ期又はⅣ期のものに限る。)</p> <p>七十四 テネクテプラゼ静脈内投与療法 脳梗塞(発症から四・五時間以内のものに限る。)</p>	<p>第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 NK T細胞を用いた免疫療法 頭頸部扁平上皮がん(診断時のステージがⅣ期であつて、初回治療として計画された一連の治療後の完全奏功の判定から八週間以内の症例(当該期間内に他の治療を実施していないものに限る。))に限る。)</p> <p>六～七十二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>